

厚真町ふるさと住民担い手活動実施要領

(目的)

第1条 本要領は、「ふるさと住民登録制度（プレミアム登録）」の円滑な運用に向け、厚真町の地域課題解決に貢献する活動（以下「担い手活動」という。）の指定基準および運用方法を定めることで、地域づくりの仲間となる関係人口の創出および継続的な関係の構築を図り、もって地域の持続的な発展を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 担い手活動 地域の担い手不足に対応する公共性のある活動をいう。
- (2) 自治体指定プロジェクト 担い手活動を制度上カウントするため、町が指定する公式プロジェクトをいう。
- (3) 担い手 担い手活動に参加する者をいう。

(認定要件)

第3条 指定プロジェクトとして認定されるには、次の要件を満たすものとする。

- (1) 地域住民等との交流を伴うこと
- (2) 本業ではない活動であること（週5日以上常勤雇用や6か月以上の長期契約等に該当しない、その他対価を得て遂行する受託業務そのものに該当しない活動）
- (3) 次の4つの分野のいずれかに該当すること
 - ア 人を育て、呼び込むまちづくり（人材育成、教育、関係人口の創出・拡大）
 - イ 人のつながり・支え合いづくり（協働、コミュニティ活動、子育て支援）
 - ウ 地域の仕事・産業を元気にする（共創、新規事業創出、付加価値向上、DX化）
 - エ 安心して暮らせるまちづくり（福祉・医療、交通、防災、インフラ

維持、エネルギー)

(4) 地域課題の解決または地域活性化に寄与すること

(5) 安全管理・保険が適切に講じられていること

(6) 次のいずれかに該当すること

ア 「担い手不足分野」での活動

イ 町内で新たに生じた課題への対応

(申請手続)

第4条 指定プロジェクトの認定を受けようとする者は、様式第1号により申請書を町長に提出するものとする。

2 電子申請により提出された申請書は、紙による提出と同等の効力を有するものとする。

(認定の決定)

第5条 町長は、申請書の記載内容を審査し、第3条の要件を満たすと認めるときは、指定プロジェクトとして認定し、認定を受けた者には、様式第2号の認定通知書を交付する。

(認定の取消)

第6条 町長は、次のいずれかに該当する場合は、指定プロジェクトの認定を取り消すことができる。

(1) 活動報告書の内容から、担い手活動としてふさわしくないと判断される場合

(2) 営業活動に該当すると判断される場合

(3) その他、指定プロジェクトの認定要件に反した場合

2 認定を取り消す場合、町長は様式第3号により取消通知書を申請者に交付するものとする。

(活動報告の提出)

第7条 指定プロジェクトとして認定された活動を実施した者は、様式第4号により活動報告書を町長に提出するものとする。

2 報告の時期は、以下のとおりとする。

(1) 単発活動及び1年未満の継続活動：活動終了後、翌月末（最終活動日

の翌月末までに報告)

(2) 継続活動：年1回(4月から3月までの活動を翌年度4月末までに報告)

3 電子申請により提出された申請書は、紙による提出と同等の効力を有するものとする。

(委任)

第9条 この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年10月7日から施行する。